

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

2012.12.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
SCビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第79号

ケアマネ SAPPORO

- P 1～2. NPO札幌高齢者住まいのサポートセンター 代表 小番 一弘 『高齢者住宅に関してケアマネに知っておいてほしいこと』
- P 2～3. 札幌市からのお知らせ 『高齢者虐待について』 介護保険課 認知症支援担当係長 阿部 位江子
- P 4～5. 虎の巻 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」
- P 6. 知っ得伝説 第13回 『運営実地指導 その2』
- P 7. 岩見コラムVOL5 『利用者と地域を結ぶネットワーク』 NPO法人シーズネット代表 岩見 太市
- P 7～8. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー [～ケアマネ奮闘記～ 茨戸介護相談センター 藤川 宏子]
- P 8. 掲示板 各研修会のご案内



高齢者住宅に関してケアマネに知っておいてほしいこと

NPO札幌高齢者住まいのサポートセンター 代表 小番 一弘



表記テーマをいただきましたので、以下の6点について述べたいと思います。

1 高齢者住宅の市場について

サービス付き高齢者向け住宅に関して、北海道は大阪に次いで2番に多い件数となっています。

雪国であることや、親子別居に抵抗感がないなど、高齢者、特に要介護高齢者の増加に伴い今後も増え続けることが予想されます。

また生活保護の方も大阪に次いで2番目に多い地域であることから、生活保護者向けの高齢者住宅の需要も追いついていないのが現状です。

夫婦部屋がきわめて少ないこと、刑務所帰りの方や保証人がいない方の受け入れ先も不足しています。

GHが満室のため、認知症の方の受け入れも増えています。

2 有料サービスと無料サービスの境目が不透明なこと

ケアマネジャーの皆様から寄せられる疑問点として一番多いものが、有料サービスと無料サービスの境目です。

ケアプランに載っていない介護保険外のサービスの費用についてです。

北海道高齢者向け住宅事業者連絡会では、基本になる契約書を推奨していますが、事業者側が用意している契約書を事前にいただき重要事項説明等を入居者がチェックするようご案内いただければと思います。

3 高齢者住宅側がかかえる問題点

高齢者住宅側がかかえる最大の問題点は入居者の重度化にどう対応していきけるか、対応できるだけのスキルアップ教育をどう行つか、介護事故や火災、食中毒を起こさないリスクマネジメント体制の確立などが挙げられます。

重度化した方への対応が難しくなり、他の施設や高齢者住宅などへの転居希望のご相談も増えてきております。

4 入居後の転倒事故とケアマネジメント

入居後まもない時期の転倒事故が目立つそうです。環境変化に慣れないうちに事故が発生してしまうわけですが、転倒予防のためにどういったケアプ

ランが組まれていたかも重要になります。

24時間の見守りは不可能ですから、そういった事故のリスクを事前に十分ご本人や家族に伝えておく必要があります。

有料老人ホーム同様、入居前のケアプラン作成時に運営責任者も交え説明が必要かと思われます。

5 入居希望者や介護福祉関係者への情報提供

サポートセンターでは北海道高齢者向け住宅事業者連絡会とも連携を図りながら、高齢者住宅を知る機会として、おひとりさまの老後セミナーはじめ各種セミナーを無料で実施したり、また高齢者住宅見学バスツアーなども実施機関と連携して行っております。北海道高齢者向け住宅事業者連絡会が実施している高齢者住宅フェアや事業者向け勉強会もあります。

お問い合わせいただいた方へは、高齢者住宅10のチェックポイント等の資料を無料でお送りするなど高齢者住宅を知る機会や役立つ情報提供に努めております。

また介護福祉関係者向けのセミナーや地域包括支援センターとの情報交換勉強会や地域在宅ケア連での情報提供なども行っておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

6 継続可能な高齢者住宅を目指して

倒産や撤退、経費削減のための質の低下などは、入居者の方へも多大な迷惑が発生します。そうならないように経営リスクや業務リスクへの対応を、経営者や中核スタッフが学び改善していく必要があるかと思いますが、その際、ケアマネジャーの皆様のご意見が大変貴重なものとなります。

数多くのご意見や問題提起をいただき、それらが高齢者住宅側に伝えていけるような橋渡し役になればと考えております。

今後も困難事例始め、些細なことでも結構ですので気軽にお電話いただけたら嬉しい限りです。

引き続き、NPO札幌高齢者住まいのサポートセンターへのご支援ご鞭撻宜しくお願い申し上げます。

札幌市からのお知らせ

高齢者虐待について

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

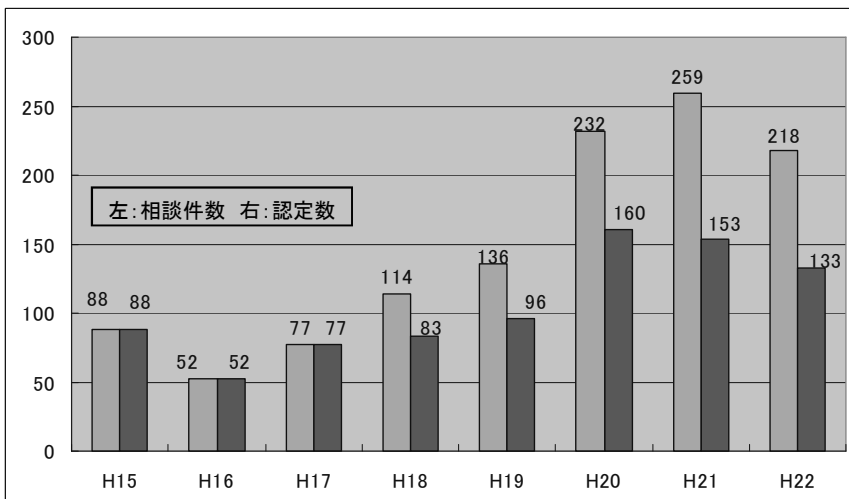
認知症支援担当係長 阿部 位江子

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が平成18年4月に施行され、5年以上経過していますが、高齢者虐待の深刻さは増大しており、札幌市においても、対応に苦慮する事案が増えています。

そのため、札幌市では、区及び地域包括支援センターが、より迅速かつ適切に高齢者や養護者に対する支援が行えるよう、本年10月に「札幌市高齢者虐待対応マニュアル」を整備したところです。

一方、平成22年度の統計からもわかるように、被虐待者の77%が要介護・要支援者であり、なんらかの介護保険サービスを利用していることから、高齢者虐待の防止、早期発見、通報等におけるケアマネジャーの役割が重要となってきています。

1 高齢者虐待の相談件数・認定数の推移



高齢者虐待防止法の施行後、相談、認定件数ともに増加しているが、近年横ばい傾向にある。

平成22年度の統計では、虐待の種類としては、身体的虐待が最も多く、次に心理的虐待であるが、複数の種類の虐待が行われていたケースも多い。

また、相談・通報者としては、地域包括支援センターが82件(35%)と最も多く、次いで、ケアマネジャー・介護保険事業所職員の61件(26%)、家族・親族の18件(8%)と続く。

支援の状況としては、在宅で継続支援が74件(56%)、入院・入所等による分離が49件(37%)、その他が10件(7%)である。

2 平成22年度高齢者虐待統計(厚生労働省報告)※抜粋～被虐待者、虐待者等の状況

(1) 被虐待者の状況

【年齢】	69歳以下	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
	10	51	59	13	133

80歳代が44%を占めている。

【性別】	男	女	合計
	18	115	133

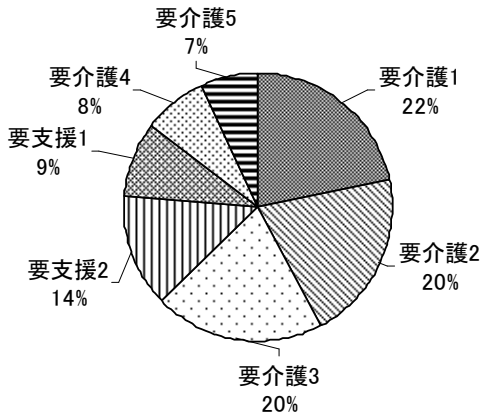
女性が圧倒的に多く、86%を占めている。

【要介護・要支援認定の有無】	認定あり	認定なし	不明	合計
	102	23	8	133

認定ありが77%を占めている。

【認定の内訳】 (再掲)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
9	14	22	21	21	8	7	102



要支援・要介護認定があるもの102名の認定の内訳をみると、要介護1が22名(20%)と最も多い。

次いで、要介護2、3が21名(20%)と同数である。

また、102名の認知症日常生活自立度をみると、認知症がないもの、自立度Ⅰのものがあわせて34名(33%)であるが、自立度Ⅱ以上のものが68名、67%と大半を占めている。

(2) 世帯・虐待者の状況

【世帯構成】	単身	夫婦	未婚の子と同居	既婚の子と同居	その他	合計
	16	31	54	25	7	133

未婚の子と同居している世帯が40%と最も多い。

【被虐待者との関係】(重複あり)

夫	妻	息子	娘	嫁・婿	孫	その他
28	5	50	38	10	6	7

虐待者で最も多いのが息子である。次ぎに娘、夫と続く。息子と夫をあわせると78名となり、男性による虐待が多い。

このように統計的にみても、高齢者・養護者の両側面に高齢者虐待発生のリスク因子が存在することがわかりますが、虐待は、様々な要因が複雑にからみあって発生します。

ケアマネジャーは、ケアプラン作成のために、高齢者や養護者の関係性を含め、多様な視点、角度からのアセスメントを行い、状況把握のために、モニタリングを行います。これらの専門的な活動の中で、「何かありそうだ」「何か変だ」と気づくことが、虐待の防止に大きな役割を果たします。

虐待の確証がなくとも、専門職としての「気づき」があれば、事業所内で情報を共有するとともに、地域包括支援センターや区保健福祉課へご相談ください。

虐待対応は個人で行うのではなく、ネットワークによる介入が重要です。

今後ともケアマネジャーのみなさまのご協力をいただきながら、高齢者を支えるすべての機関、職員が一丸となり、高齢者虐待の防止に努めてまいりたいと考えています。

虎の巻

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1. サービス内容

- ①定期巡回
 - ②随時対応
 - ③随時訪問
 - ④訪問看護
- ※一体型事業所は①～④、連携型事業所は①～③まで行うサービスであり、④は連携する訪問看護事業所が行う。

2. 利用について

- ①要介護者のみ対象
- ②1ヶ月定額料金
- ③1日複数回の訪問OK
- ④毎日の訪問が無くてもOK
- ⑤生活全般の支援を行う。
- ⑥短時間の安否確認など臨機応変な対応が可能
- ⑦訪問看護を導入しなくても看護師による月1回のアセスメント訪問がサービスに組み込まれる。

3. 訪問看護事業所

- (連携型)
- ①1ヶ月定額料金
2,920単位/月
 - ②要介護5の利用者の場合800単位/月の加算
 - ③特別指示書があった場合
当該指示の日数に応じて、1日につき96単位減算
 - ④連携する場合は必要事項を都道府県知事に届け出を提出
 - ⑤緊急時訪問看護加算を届出ていることが必要

4. 基本単位 (その他加算あり)

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (1月につき) (一体型)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (II) (1月につき)
	訪問看護サービスを行う場合	訪問看護サービスを行わない場合	
要介護1	9,270単位	6,670単位	6,670単位
要介護2	13,920単位	11,120単位	11,120単位
要介護3	20,720単位	17,800単位	17,800単位
要介護4	25,310単位	22,250単位	22,250単位
要介護5	30,450単位	26,700単位	26,700単位

5. 併用不可のサービス

- ①訪問介護 (通院等乗降介助以外) ・夜間対応型訪問介護・訪問看護 (通常介護保険訪問看護)
- ②途中でこのサービスを開始した場合、終了した場合において、訪問介護費は算定できる。

6. 通所利用時、短期入所生活介護利用時の1日当たりの減算額

(計算例1) 通所介護利用時
 ☆要介護3の介護・看護利用者
 ☆月8回通所介護を利用
 $20,720 \text{単位} - (450 \text{単位} \times 8 \text{回}) = 17,120 \text{単位}$
 (利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

	介護看護利用	介護利用
要介護1	-201単位	-145単位
要介護2	-302単位	-242単位
要介護3	-450単位	-386単位
要介護4	-550単位	-483単位
要介護5	-661単位	-580単位

(計算例2) 短期入所生活介護利用時
 ☆要介護3の介護・看護利用者
 ☆H24年4月に8日間短期入所生活介護を利用
 $682 \text{単位} \times (30 \text{日} - 7 \text{日} (\ast)) = 15,686 \text{単位}$
 (利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加) ※退所日については減算の対象としない

	介護看護利用	介護利用
要介護1	305単位	219単位
要介護2	458単位	366単位
要介護3	682単位	586単位
要介護4	833単位	732単位
要介護5	1,002単位	878単位

7. 利用票の作成について

- ①月途中からの利用開始、月途中での利用中止は、サービスコード表において定められた日割り計算をする。
- ②短期入所利用日数（退所日は除く）に応じ定められた日割り単価に応じた日割り計算を行う。
- ③随時対応の準備が整った日が利用開始日とする。
- ④月途中で利用者の都合により休んだ時、一時的な入院で休止となった時には1ヶ月分の当該単位数を算定できる。
- ⑤月途中で医療保険の訪問看護給付対象となった場合定められた減額の単位数（96単位）に医療保険対応の日数を乗じて得た単位数を1ヶ月の当該単位数から減じる。
- ⑥訪問介護事業所は初期加算30単位を30日間算定可能
- ⑦訪問看護事業所は初回加算300単位加算

8. 適応の利用者について

- ①要介護3、4、5だが、ご本人及びご家族が自宅での生活を強く望んでおり、基本サービスが排泄支援、体位交換、起床・就寝支援、服薬管理などが中心の方
- ②退院に向けて支援がないと自信がない方、また支援を受けて何とか在宅生活を送りたい方
- ③要介護に関係なく、何らかの疾病などで転倒のリスクなどが高く、緊急対応の頻度が高い方
- ④ご家族が支援していたが、ご家族の体調が悪化し、サービスを利用しながら在宅生活を継続したい方

参考

認定済		申請中		(24876)		平成 24年 月分サービス利用票 (兼居宅サービス計画)												支援事業者一利用者																				
保険者番号	被保険者番号	生年月日	明・大・(明)	性別	男・女	保険者名	札幌市中央区	居宅介護支援事業者事業所名	在宅福祉サービス協会 ○○センター	作成年月日	平成	年	月	日	届出年月日	平成	年	月	日	区分支給限度基準額	30600単位/月	限度額適用期間	平成23年10月から 平成25年9月まで	前月までの短期入所利用日数	0日													
フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ												
被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名		被保険者氏名												
協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様		協会 ひろし32 様												
要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分												
経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5		経支1支2 1 2 3 4 5												
要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分										
要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分										
要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分		要介護状態区分										
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名	月間サービス計画および実績の記録																																			
~	日割期間	訪問看護ステーションあんしん	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計回数			
~	日割期間	在宅福祉サービス協会あんしん24北	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	24
07:00 ~ 07:20	定期巡回随時Ⅱ4・日割	在宅福祉サービス協会あんしん24北	予定										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23		
13:00 ~ 13:40	定期巡回随時Ⅱ4・日割	在宅福祉サービス協会あんしん24北	実績										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23		
14:00 ~ 14:40	定期巡回随時Ⅱ4・日割	訪問看護ステーションあんしん	予定																																		3	
14:00 ~ 14:40	緊急時訪問看護加算Ⅰ	訪問看護ステーションあんしん	実績																																		1	
22:00 ~ 22:20	定期巡回随時Ⅱ4・日割	在宅福祉サービス協会あんしん24北	予定										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24		
22:00 ~ 22:20	定期巡回随時Ⅱ4・日割	在宅福祉サービス協会あんしん24北	実績										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24		
~	併設短期生活Ⅰ4	特別養護老人ホーム○○○	予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								8		
~	併設短期生活Ⅰ4	特別養護老人ホーム○○○	実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								8		
~	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ	特別養護老人ホーム○○○	予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								8		
~	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ	特別養護老人ホーム○○○	実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								8		
~	短期生活処遇改善加算Ⅰ	特別養護老人ホーム○○○	予定	1																																1		
~	短期生活処遇改善加算Ⅰ	特別養護老人ホーム○○○	実績	1																																1		
~	短期入所生活介護送迎加算	特別養護老人ホーム○○○	予定	1																																2		
~	短期入所生活介護送迎加算	特別養護老人ホーム○○○	実績	1																																2		

4月からの新しいサービスです。手持ち資料としてご活用ください。
 (財)札幌市在宅福祉サービス協会 事業課 介護看護担当課長 鈴木 晴美 (ケアマネ連協広報委員)

知っ得伝説

第13回 運営実地指導その2

今年4月より札幌市の運営実地指導は札幌市に移管されました。前号では、『運営基準減算項目を最低限遂行すること』と『記録に残すこと』について記載致しました。今回はさらに具体的な留意点をお知らせします。



ののこさん

『札幌市からの実地指導での指摘事項』ってどんなことだったのかな？

うちの法人にも実地指導が入ったから分かるわよ。留意点は3つ。

- ① 特定事業所集中減算について
- ② 独居高齢者加算について
- ③ 退院・退所加算について



ロズさん



かんちゃん

そうそう。以前、独居加算と退院・退所加算についてはこのコーナーに載っていたね。もう一度見てみようか～（独居加算は67号、退院・退所加算は76号）
※69号からはホームページ(会員専用)でも閲覧できます。

上記①の特定事業所集中減算について確認をしましょう。

テキストでは、特定事業所集中減算は、毎年度2回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与の各サービスのいずれかについて、同一法人によって提供されたものの占める割合が、正当な理由なく90%を超えている場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて減算を適用する。となっていますね。



ブルさん



シークレット行政職員

① 特定事業所集中減算について

判定期間は、前期が3月1日から8月末日、後期が9月1日から2月末日となっていますが、判定期間を間違っている事業所がありました。それから、90%を超えていても正当な理由がある場合には減算を適用しなくても良い場合があります。正当な理由がある場合は、理由書を作成し、提出期限までに札幌市へ提出してください。

理由書が提出されていないと減算が適用されちゃうのね。とても大きな減算になるから注意しなくちゃ。



ののこさん

② 独居高齢者加算について

今回の改正により住民票による確認の文言は外れましたが、「介護支援専門員のアセスメントの結果は、居宅サービス計画等に記載する。また、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること」となっています。

毎月、自宅を訪問してアセスメントした結果、独居であることを確認して、その内容を記録することでクリアだ。



かんちゃん

③ 退院・退所加算について

入院中の担当医等との会議（カンファレンス）に参加した場合は、当該会議（カンファレンス）等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付することになっています。この文書の写しを添付していない事業所がありました。

「退院時共同指導料2の注3の対象となるもの」では病院側から利用者等に退院後の療養の留意点を記した文書が渡されているからそれを添付しておくとういね。



ロズさん

その他ですが

勤務表は月ごとに作成をして、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を表示してください。

特定事業所加算を算定する場合の基準のひとつに「介護支援専門員に対して、計画的に研修を実施していること」とあります。毎年度、少なくとも年度が始まる3月前までに次年度の計画を定めて下さい。また、計画はたてていますが個別具体的なものがない事業所がありましたので、留意して下さい。

勤務表から普段の業務まで幅広く話を聞くことができましたね。もう一度書類を点検して、おかしな点があれば整理しておこう！



ブルさん

岩見コラムVOL.5 『利用者と地域を結ぶネットワーカー』 NPO法人シーズネット代表 (札幌市ケアマネ連協初代会長) 岩見 太市



今年9月頃は「地域家族の時代」という単行本を出版しました。

少子高齢人口減と言う新しい生活環境の中で、高齢者のひとり暮らし、老夫婦世帯が急増し虚弱や要介護になった場合に従来のように3世代が同居して家族同士が助け合い、支え合うことが難しくなっています。

当然介護保険などの公的支援だけでは安心・安全な利用者の在宅での暮らしを行うことは難しく、さまざまな介護保険外の支援、インフォーマルな支援が必要なことはご承知の通りです。

ガラス拭きや電球の取り換えその他在宅での困りごとが増え、意思能力や判断能力が低下すると後見人の問題も出てきます。さらに最近の傾向としては家族関係が希薄になっていて最期の看取り、死後のことも考えなければならぬケースも増えています。

要は従来は家族間で行われていたものが核家族化で困難になり、課題を解決するための事業化やNPO、ボランティア、さらに町内会などの組織や専門分野の個人が地域の中で役割分担をしながら、家族に代わる役割を果たす仕組みを近い将来創っていかないと豊かなシニア人生は不可能になるのではないかと思いを強くして、その具体的な方法を地域家族と名付けました。

これからのケアマネは公的支援だけではなく、利用者の生活全体を守るために地域のネットワーカーとなって、必要なサービスと利用者をつなげる役割が大きくなると感じています。

～ケアマネ奮闘記～

茨戸介護相談センター 藤川 宏子

うちのルーキーKを紹介します。

普段はどこにでもいる「フツウの」人。本人はそのように主張しています。

ネズミが出没する家で一時期そのことで頭がいっぱいになってしまい、口を開けばネズミと言っていたし、記録がたまってくるとテブラを抱えて部屋の隅に行き、しばらく操作し続ける・・・そんな普通の人です。でも、うちで「キラリ☆ポジティブ」といえば、この人でしょう。

「しょんぼり☆ネガティブ」な時も。もちろんありました。

ある家族がKに急に拒否的な態度になられたことがあったのです。会っていただけにばかりでなく、電話さえ話の途中で切られてしまうこともありました。さすがにKは落ち込み、周囲も話を聞き、考えられる原因と対策を話し合う機会を持ったりしました。自分の態度を振り返ってみたり押ししたり引いたりしたものの事態は変わらず、しばらく経つと、その人の名前がただで、Kの口からは深いため息が漏れるように・・・。

しかし、底抜けの明るさ+「大変だろうが何だろうが、私は笑う!」と決めているみたいなKのこと、“センターではため息、訪問では笑顔”を貫き、数ヵ月後「Kさん、聞いてもらえますか?」とお願いするまで踏ん張りました(原因は他にあり本当の解決には時間がかかりそうですが、Kの誠意が通じたようです)。

どちらかといえば「力技」なのに、嫌味な感じがしないのは、生まれ持った「笑う才能」のようなものなのでしょうか。そういえば、Kとともに仕事に就いた「派遣の品格」並み派遣Yが苦笑していました。

「Kは私を面白いと言うけど、私が面白いのではありません。Kが私の「面白いこと」を感度よく拾って歩くんです。私はいままで優等生で通して来たのに・・・」。ン十年真面目一筋で通してきた(つморい)Yの、違った一面を

見つけられるのは素晴らしいと思います。

また、例えば「〇〇様、▲▲なショートを探しているんですが、急には難しいですよ」などと話していると、翌朝、▲▲なショートから空き情報のファクシミリが届いていると、「□□な福祉用具なんて聞いたことありませんよね」などと話していると、次の日、そんなような道具の案内チラシを持って福祉用具の担当者が訪ねて来る……といったことが頻発。K曰く「やっぱりこの部屋には隠しマイクがあるんです、きっと。欲しいと思っていると、ちゃんとその情報が届きますもん！」

そうです。Kは、自分が笑顔になれるきっかけを、周囲から見つけ出す才能の持ち主なのです。そして、この才能は、どうやら伝染するらしい…なぜなら、最近、利用者やその家族の中にも「きらり」が増えているような気がするから。気のせいですかね。

K P C 2 4 第 3 回



各区研修会の最新情報は、ホームページ <http://sapporo-cmrenkyo.jp/> でご覧ください。
※各区ケアプラン指導研修会も随時実施しています。

札幌市介護保険サービス事業所連協主催 研修会のご案内

東日本東日本大震災を契機に、介護現場では事故やクレーム、トラブルだけでなく、防災という視点から非常時においてその行動の根拠が問われるようになりました。このため、介護の現場で、職員一人ひとりが日ごろからどうリスクマネジメントに向き合うかを学び、日々の介護業務のあり方に役立てていただくことを目的に開催します。

主催 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会
共催 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
日時 平成24年12月11日(火)
18:30~20:00 ※受付開始17:30
会場 札幌市社会福祉総合センター 4F大研修室
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目
※地下鉄東西線「西18丁目」駅 徒歩3分
専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
定員 300名 **参加費** 無料

講師 (株)福祉リスクマネジメント研究所 所長
びわこ学院大学 准教授 烏野 猛 氏
内容 『大災害時における介護事業所のリスクマネジメント
～災害時における高齢者施設のリスクマネジメント調査研究から～
※講演開始前の18:00から講師が出演しました、NHK「クローズアップ現代」の「救えたはずの命～寝たきり避難の課題～」を放映します。
申込み 下記事務局へTELまたはFAXでお申し込みください。
申込締切：12月7日(金)
問合せ先 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会事務局
TEL 011-612-6110 FAX 011-613-5486

札幌市ボランティア研修センター主催 1日福祉セミナー

日程	テーマ	講師	申込開始日
1/11(金)	発達障がいについて考える	札幌市自閉症・発達障がい支援センター所長 加藤 潔 氏	11/9(金)
2/8(金)	DVの現状とその支援について	NPO法人女のスペース・おん	12/7(金)
3/7(木)	ホームレス支援について～その支援策～	ビッグイシューさっぽろ事務局長 平田 なぎさ 氏	1/7(月)

時間 13:30~15:30 **定員** 40名
会場 研修センター第1研修室 (定員になり次第締切)
受講料 1回500円 (それまで申込可)

札幌市ボランティア研修センター主催 災害時地域支え合い講座

防災・減災の基本的な知識と平時からの隣近所付き合いの重要性などを学びます。

日時 1月17日(木) 10:00~12:00
場所 札幌市ボランティア研修センター第1研修室
定員 30名 **受講料** 無料
講師 札幌市ボランティアセンター職員
テーマ 「もしもの時のいつものお付き合い」
申込み方法 下記申込み先まで電話またはFAXでお申し込みください

申込み先 札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター(札幌市中央区北1条西9丁目リンケージプラザ2F)
《必要事項：研修名・氏名・性別・年齢・所属・役職・連絡先》 TEL 223-6005 FAX 261-8881